

船橋市条例第28号

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の例による。

（指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員）

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第88条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（設備）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第3条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

（非常災害対策）

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第26条第1項（省令第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第7条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とある

のは、「5年間」とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設における入浴等)

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第43条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。